

(別紙)

保育の必要性の認定事由について

保育の必要性が認定できるのは、安芸市内に住所を有し、保護者のいずれもが、次のいずれかの事情により、子どもの保育にあたれない状態と認めるときに限りです。

保育を必要とする事由	内 容
就 労	月 4 8 時間以上労働しており、その児童の保育ができない場合。
妊娠、出産	母親が妊娠中であるか、または出産後間がないため、その児童の保育ができない場合。 <u>※産前 8 週間、産後 8 週間の認定となります。</u>
保護者の疾病・障害	病気であったり、心身に障がいがあったりするためその児童の保育ができない場合。
同居又は長期入院等 している親族の介護・看護	その児童の親族に長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいるために、保護者がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合。
災害復旧	火災や風水害や地震などの災害の復旧にあたっており、その児童の保育ができない場合。
求職活動 (起業準備を含む)	求職活動中であり、その活動のためその児童の保育ができない場合。 <u>※ 9 0 日を経過する日の属する月の末日までの認定となります。</u>
就学・職業訓練	学校や職業訓練校などに通っており、その児童の保育ができない場合。 <u>※卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの認定となります。</u>

※育児休業中のご利用は無償化の対象にはなりません。

※認定期間が年度途中で切れる場合や、認定内容に変更が生じた場合には、変更届の提出が必要です。